

# 産業サポートネットやすぎ セミナー開催助成金交付要綱

産業サポートネットやすぎ  
平成24年6月1日  
(平成27年3月1日改正)

## (目的)

第1条 この要綱は、安来市内の産業関連団体が行う研修会等に係る経費を助成し、産業従事者の知識習得と人材育成を図ることを目的とする。

## (助成金の交付)

第2条 産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）は、毎年度予算の範囲内で、セミナー開催助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

## (助成対象者)

第3条 助成金交付の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、助成金の交付は、1団体当たり毎年度2回を限度とする。

- (1) 安来商工会議所青年部
- (2) 安来青年会議所
- (3) 安来青年経営者協議会
- (4) 安来市商工会青年部
- (5) 島根県農業協同組合やすぎ青年連盟
- (6) その他SSYが認める団体

## (助成対象事業)

第4条 助成金交付の対象事業は、前条に規定する者が行う研修会、講演会及び学習会（以下「セミナー」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 安来市又は他の団体からセミナーの開催に要する経費の7割以上に相当する額の助成を受けるもの
- (2) その他、SSYが助成することが適当でないとする事業

## (助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象経費は、セミナーの開催に要する次の各号に掲げる経費のうち、SSYが必要と認めるものとする。

- (1) 講師又は専門家等に対する謝金及び費用弁償
- (2) 材料費及び消耗品費
- (3) 使用料及び借上げ料
- (4) 通信運搬費
- (5) 広告料
- (6) 印刷費
- (7) その他事業の実施に必要と認められる経費

## (助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条に掲げる対象経費の合計額の2/3以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、10万円を上限とする。

2 安来市又は他の団体が交付する助成金を受ける場合における助成金の額は、前項の助成金の額から当該安来市又は他の団体から受ける助成金の額を除いた額とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、事業の開始前にセミナー開催助成金交付申請書(様式第1号)をSSYに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 SSYは、前条の申請があったときは、これを審査し、その目的及び金額等が適正であると認めるときは、速やかに交付決定を行い、セミナー開催助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

(助成条件)

第9条 前条の助成金の交付決定を行うに当たっては、SSYは、事業の適正な遂行に必要ながあると認める場合には、計画の変更及びその他の条件を付することができる。

(申請内容等の変更)

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにセミナー開催助成金変更申請書(様式第3号)をSSYに提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更するとき。(変更後の計画の内容が、当初の目的又は効果を変更しない軽微な変更である場合を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 SSYは、前項の規定により変更申請書が提出されたときは、これを審査し、変更を承認する場合は、セミナー開催助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載したセミナー開催助成金実績報告書(様式第5号)にSSYが必要と認める書類を添えて、SSYに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該事業の終了の日から14日以内とする。

(助成金の支払)

第12条 SSYは、前条の実績報告書が提出されたときは、必要な検査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、セミナー開催助成金額確定通知書(様式第6号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、セミナー開催助成金請求書(様式第7号)をSSYに提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、SSYが別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。